

お原別如ありまして前日在由中の海軍艦船の例に倣つた次第であります。夏は独り華社船のみの行為をなすべく、當時神戸港内に在る中の四十余隻の船中僅かに数隻を除いた外全部が同様の措置を取つた次第であります。此の事と関しまして華社の忠告の念に就て云々する、事は甚だ諒解に苦しむものであります。上述の如く華社と致しましては前日の儀礼に因りましては最善をつくしたものであります。此の邊の経緯を平直に申し上げまして華社にお立場に就て御了承を賜りたつと存する次第であります。

昭和十一年十一月
日本郵船株式会社 社長 文彦

即チ

A 當り月二十五日ハ拾遺日曜日ニテ殆んど責任者ハ出勤セザリシ事實ヨリ見テ半年モ前ヨリ考究ヲ重テ萬遺憾ナクハレタリトハ信シ難シ

B 船尾ノ國旗ヲ一展下ゲ毎ビ揚ガル事ハ年々、内外國條船間ノ挨拶的儀礼ノ信号ニ過ギズ
コレヲ臨臨辨の最ナルモノニシテ果シテ然ラハ揚クトモ捕獲ノ必要ナクハ有ラザルベク且往年フレバムト皇帝カ非公ニ御入港、降三捕獲ヲ最ニ指示シテ揚揚セシメタル事實ニ徴シ社、大失態ヲ糊塗シ終ラントスル作意ニ外ナラザルコトカ首首サレルテアラウ
蓋シ至爾ノ御前ニ於テ礼ノ重キニ失スルハ非ザルベシ
社内社員ニ對シテハ
A) 社員ニシテ此ノ不敬問題ヲ云々スルモノハ社外外辱者ト相通ナルモノト断レ徹首スル

- (B) 外ニハ不敬ノ事實ナシト稱シ下ラ社内ニハ又管轄帳ヲ表スベキモノトシ口ヲ緘シ
- (C) 各官憲ノ諒解済ナレバ我社不敬問題ハコレ以上發展セスト社、内外共宣傳シ
- (D) 過去永年、社内調至騒亂ニ對スル等正氣運上時局上國情明徹 日本精神發揚運動ト相後フテ此、不敬問題ニ関スル幹部、態度ニ不満ノ空氣表面化スル概アルヤ左、公文ヲ社内ニ示達セリ

海務第三課

昭和十二年一月十四日

〇〇九 船長

海務課長 浦田格 啟

啟

近來動モマレハ深ク究ムル所ナク吾社ニ對シ不敬問題ヲ云々シ類ル事實ニ及シタル諒解ヲナス向アリ歟ニ遺憾ニ堪エズ 茲テハ各自敬愛ヲ旨トシ時前特ニ深甚ク戒心ヲ加、免南、批評ヲ受クルコトナク採免命御注意相候度 各地支店 出張所 在勤監督ニ申ス 本文ノ趣旨ヲ俾シ各船ト協力ノ上諸事遺憾ナク採取計相候度、以上

以上